

インドネシアの労働市場の今

最近、メディアでインドネシアの労働デモ等の報道を見聞きすることが多くなってきました。今回は現地での状況やその背景も含めてレポート致します。

今年の1月にブカシ県（ジャカルタ近郊の工業団地エリア）で大規模なストがあり、それ以降、労働総連の呼びかけが連鎖して各地の労働組合や連合による労働デモが頻繁に起こっています。日系企業でも工場を封鎖され、強引に労働協約を締結させられるような事態も発生しました。

また、最近では11月21日にジャカルタを中心に大規模なデモがありました。皆さんが視察や出張でインドネシアを訪れる際には必要以上に恐れる必要はありませんが、高速道路が封鎖され目的地に行けなかったり、渋滞が更に酷くなり身動きが取れなくなったりする場面に遭遇する可能性もあるかと思えます。日本大使館などの情報に注意し、慎重に行動することが大切です。

労働デモが今、活発になっているのは、最低賃金（UMP）が改訂される時期であることが影響しています。あわせて労働者側のアウトソーシングに対し鬱積してきた不満が爆発しており、派遣法の改正などを要求しています。政府や役所は、あまり頼りになりません。それは今のユドヨノ政権が残り2年弱となり、選挙活動を強化していかねばならないタイミングであるが故にあまり強くデモ活動を抑制するような動きがなく、むしろそれを容認することで支持を得ようという目論見さえうかがえます。



そんな中で次々と各州、県の最低賃金（UMP）が決まっています。最低賃金はインフレ率や適正生活水準（KHL）などを加味して決められるのですが、その水準を大きく上回るような上昇率で最低賃金が決定しています。ジャカルタ特別州では月額220万ルピア（約18,600円）、日系工業団地のあるブカシ県、カラワン県でも約200万ルピア（約16,900円）と前年比で40%から60%位の上昇率で上がっています。経営者側がどうしても最低賃金を払えない場合は、実施の延期申請をすることができますが、申請には労使間の合意がないと出来ません。またそれが認められるのはいわゆる労働集約型（繊維、アパレル等）の産業に限定されています。

最低賃金が上がれば他の階層の労働者の賃金が上がってくるのも必然で、人材紹介会社の情報によれば、マネージャークラスで月給10万円前後、取締役クラスに至っては月給30万円以上の処遇で採用が行われているそうです。

このような状況では外資企業の撤退が起これ、数万人の雇用が失われてしまうと経営者側の団体が警鐘を鳴らし、見直しを求めています。しかし、今のところこの流れが変わる可能性は低く、むしろ今後も賃金は上がり続けるだろうと言われています。日系企業の具体的な撤退のニュースはありませんが、他国の企業では撤退を検討する企業もあるようです。

これはインドネシアに限らず、かつての日本もそうであったように、経済が発展する際の必然的な流れではあるかと思えます。私たちはインドネシアに対して、もう人件費や物価が安いという思いは変えていかなければならない時期に入っています。

更に労働者側が改善を求めているのはアウトソーシングについてです。これを理解するためにはインドネシアの労働関係の法律を理解しておく必要があります。

そもそもインドネシアの労働法は通貨危機後の政情が安定しない時期に、その当時の政府により発布され、かなり労働者寄りの法律になっています。退職金の計算方法がとて高くなることや解雇がなかなか出来ないことなどから、日系にかかわらず多くの企業は正社員登用を積極的に行ってきませんでした。その労働力の補填を契約社員や派遣社員などで行なってきた為、多くの労働者が正社員としての安定した雇用や収入を得ることが出来ず、安い賃金で働いてきました。

上述の政治的な背景もあり、この圧力を政府も止めることは出来ず、2012年11月に派遣法も改正になりました。法律では企業は「基幹業務」の外部委託は出来ないとされていました。ただその「基幹業務」の解釈があいまいであったこともあり、多くの企業は派遣社員を活用してきました。しかし、今回の改正で派遣社員が行える業務が警備、ケータリング、清掃、送迎など5つの業務に限定されました。これにより今までのように派遣社員を大々的に活用することが難しくなりそうです。

日系を含む多くの外資企業がインドネシアへの進出を計画されている中で、特に製造業においては土地の確保の困難さが今までのFS (feasibility study) の中心になってきましたが、人の問題も注視していく必要があります。

ただ「企業は人なり」の言葉のとおりで、これは当然の話とも言えます。特に外国で事業を行なうのであればその国の商習慣はもとより人についてもよく理解しておく必要があります。もしインドネシアで事業を立ち上げるのであれば、少しでもインドネシアの人々を理解して、不満の生じない環境を作る努力をすることしかありません。このビジネスレポートでもそのヒントとなるような情報をお届けできればと思っています。また、動きがあれば、今後のレポートで取り上げていきます。

以上

<これまでの岡山県インドネシアビジネスサポートデスクレポートは[こちら](#)から>

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地：WISMA NUSANTARA BUILDING 24th Floor

Jl. M. H Thamrin Kav 59 Jakarta Pusat Indonesia 10350

デスク担当者：PT.JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託)。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (電話 086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。